

# 「磐田市迷惑防止条例(案)」

## 目次

目的	2
定義	3
市民等の責務	4
事業者の責務	5
市の責務	6
環境美化の日等	7
環境美化指導員	8
投棄の禁止	9
回収容器の設置、管理等	10
土地又は建物の雑草等の管理	11
飼い犬のふんの放置の禁止	12
指導又は勧告	13
屋外における廃棄物の焼却行為への配慮	14
周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮	15
飼い猫の飼養者の配慮	16
措置命令	17
公表	18
雑草等除去の代執行	19

## 目的

この条例は、迷惑行為の防止及び環境の美化に関し必要な事項を定めることにより、市民等及び事業者の意識の向上を図り、迷惑行為のない快適で良好な生活環境を実現することを目的とする。

### ( 条例制定の経緯 )

近年、モラルの低下や相互扶助（助け合い）意識の希薄化などにより、従来は一般的なルールやマナーとして考えられていたことまで行政の関与が求められることが増加しています。

このような状況を踏まえ、市では、迷惑防止条例を制定し、市民一人ひとりが他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には、関係者が注意を促すための掘りどころとなり、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の実現を図るとともに、地域の良好な人間関係の形成に寄与することを目指します。

また、市では、これまで磐田市環境美化条例に基づき、ごみのポイ捨て等の改善に取り組んできましたが、目的が類似し、迷惑防止条例において規定する内容の多くが重複しているため、環境美化条例の趣旨をできるだけ継承し、同条例は廃止することとしました。

### ( 趣旨 )

1. 市民一人ひとりが他人への迷惑行為に注意を払い、相互に思いやり、また、事例が発生した場合には、関係者が注意を促すための掘りどころとなるような条例とします。
2. 日常生活に伴い発生する周辺の生活環境を損なう行為で、近隣との人間関係を悪化させる恐れのあるものを主に規制の対象とします。
3. 現行の環境美化条例、法律等及び県条例により規制されている事項も新条例へ盛り込み、規制すべき迷惑行為とし、一覧性を図ります。
4. 現行の環境美化条例は、目的が類似し、規制項目が重複するため、廃止します。
5. 環境美化の日、環境美化指導員の制度は新条例へ継承します。
6. 罰則は設けなくて、違反事実等の公表とします。

## 定義

この条例において、次の(1)～(10)に掲げる用語の意義を定める。

(1) 迷惑行為

投棄の禁止、回収容器の設置・管理等、土地又は建物の雑草等の管理、飼い犬のふんの放置の禁止、屋外における廃棄物の焼却行為への配慮、周辺的生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮、飼い猫の飼養者の配慮に違反する行為をいう。

(2) 市民等

市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。

(3) 事業者

市内において、事業活動を行う全ての者をいう。

(4) 所有者等

土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(5) 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。

(6) 回収容器

空き缶等(空き缶、空き瓶、プラスチック容器その他の飲食料を収納していた容器)を回収するための容器をいう。

(7) 公共の場所

公園、道路、河川、水路その他これらに類する場所をいう。

(8) 飼養者

犬又は猫を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(9) 飼い犬

飼養者のいる犬をいう。

(10) 飼い猫

飼養者のいる猫をいう。

(解説)

本条は、この条例で使用する用語の定義を明らかにしたものです。

## 市民等の責務

市民等は、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

(解説)

本条は、市民等が果たすべき責務について規定したものです。

## 事業者の責務

事業者は、その事業活動を行うに当たっては、迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的のために実施する施策に協力しなければならない。

(解説)

本条は、事業者が果たすべき責務について規定したものです。

## 市の責務

市は、この条例の目的を達成するため、市民等及び事業者と一体となって迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に必要な施策を総合的に実施するものとする。

また、市は、市民等及び事業者が迷惑行為のない快適で良好な生活環境の確保及び環境の美化に関し理解を深め、自主的な行動を促進するよう意識の啓発に努めるものとする。

(解説)

本条は、市が果たすべき責務について規定し、市の役割を明らかにしたものです。

## 環境美化の日等

市長は、良好な環境の促進について市民等、事業者及び所有者等の関心と理解を深めるため、環境美化の日を設けることができる。

また、市内に居住する者及び事業者は、その周辺地域において、清掃活動等を積極的に推進し、地域の環境美化に努めなければならない。

(解説)

本条は、磐田市環境美化条例第7条に規定されていた環境美化の日を引き続き条例上規定し、市内に居住する者及び事業者の地域の環境美化の推進について、努力義務を規定したものです。

## 環境美化指導員

市長は、地域における環境美化を促進するため、環境美化指導員を委嘱することができる。

また、環境美化指導員は、環境美化に関する啓発、指導その他の活動を行う。

(解説)

本条は、磐田市環境美化条例に規定されていた環境美化指導員を引き続き規定するものです。



## 投棄の禁止

何人も、みだりに廃棄物を公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所に捨ててはならない。

(解説)

本条は、快適な生活環境を確保するために廃棄物の投棄を禁止したものです。

## 回収容器の設置、管理等

自動販売機により飲食料を販売する者は、その販売によって生ずる空き缶等が投棄されないように回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

また、回収容器を設置した者は、回収した空き缶等のうち再資源化の可能なものについて、その再資源化に努めなければならない。

### (解説)

本条は、自動販売機により飲食料を販売する者が空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理することが重要であるので、自動販売機により飲食料を販売する者の義務を規定したものです。

## 土地又は建物の雑草等の管理

所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地又は建物に繁茂する雑草、枯れ草、竹木又は廃棄物その他これに類するものにより周辺的生活環境を損なうことのないよう管理しなければならない。

(解説)

本条は、土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者自らが清潔な環境を保つことにより、周辺的生活環境を損なうことのない環境をつくっていくことが必要であることから、所有者等の義務を規定したものです。

## 飼い犬のふんの放置の禁止

飼い犬の飼養者は、その飼い犬が公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する場所において排せつしたふんを放置してはならない。

(解説)

本条は、良好な生活環境を確保するため、飼い犬の飼養者に、ふんの放置の禁止の義務を規定したものです。

## 指導又は勧告

市長は、投棄の禁止、回収容器の設置・管理等、土地又は建物の雑草等の管理、飼い犬のふんの放置の禁止の規定に違反した者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(解説)

本条は、投棄の禁止、回収容器の設置・管理、土地又は建物の雑草等の管理、飼い犬のふんの放置の禁止の規定に違反した者に指導又は勧告することができることを規定したものです。

項目	努力義務	禁止・義務	指導・勧告	命令	公表	代執行
投棄の禁止						
回収容器の設置、管理等						
土地又は建物の雑草等の管理						
飼い犬のふんの放置の禁止						
屋外における廃棄物の焼却行為への配慮						
周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮						
飼い猫の飼養者の配慮						

## 屋外における廃棄物の焼却行為への配慮

何人も、屋外における廃棄物の焼却行為により周辺的生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

また、市長は、屋外における焼却行為が、周辺的生活環境を損なうと認めるときは、当該行為をした者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(解説)

本条は、良好な生活環境を確保するため、周辺的生活環境を損なう屋外における廃棄物の焼却行為への配慮について、努力義務を規定したものです。

## 周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭への配慮

市民等は、その日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭により周辺の生活環境を損なうことのないよう努めなければならない。

たまた、市長は、周辺の生活環境を損なう騒音又は悪臭が発生したと認めるときは、当該騒音又は悪臭を管理又は制御できる者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(解説)

本条は、良好な生活環境を確保するため、日常生活に伴って発生する騒音又は悪臭への配慮について努力義務を規定したものです。

## 飼い猫の飼養者の配慮

飼い猫の飼養者は、その飼い猫を適切に管理し、周辺的生活環境を損なうことのないように努めなければならない。

また、市長は、飼い猫が周辺的生活環境を損なうと認めるときは、当該飼養者に対し、必要な指導又は勧告をすることができる。

(解説)

本条は、良好な生活環境を確保するため、飼い猫の適切な飼養について努力義務を規定したものです。



## 措置命令

市長は、投棄の禁止、回収容器の設置・管理等、土地又は建物の雑草等の管理、飼い犬のふんの放置の禁止の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができる。

### (解説)

本条は、投棄の禁止、回収容器の設置・管理等、土地又は建物の雑草等の管理、飼い犬のふんの放置の禁止の規定による指導又は勧告を受けた者に対し、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、指導又は勧告に従うよう命ずることができることを規定したものです。

## 公表

市長は、投棄の禁止、回収容器の設置・管理等、土地又は建物の雑草等の管理、飼い犬のふんの放置の禁止の規定による命令を受けた者が、正当な理由なくその命令に従わないときは、その旨及びその命令を公表することができる。

### (解説)

本条は、正当な理由なく命令に従わないときは、その事実を公表することができることを規定したものです。

## 雑草等除去の代執行

市長は、土地又は建物の雑草等の管理の規定に違反した土地の所有者等が命令を受け、履行期限を過ぎてもなおこれを履行しないときは、行政代執行法の定めるところにより、当該雑草等の除去を行うことができるものとし、その費用は、当該所有者等から徴収するものとする。

### (解説)

本条は、土地又は建物の雑草等の管理の規定に違反した者が命令を受けたにも関わらず、履行期間を過ぎても土地の雑草等の除去を行わないときは、市が雑草等の除去を行政代執行法の定めるところにより(他に方法がない、放置することが著しく公益に反すると認められるとき)代執行することができることを規定したものです。